

東京医療保健大学和歌山看護学部自己点検・評価委員会規程

(趣 旨)

第1条 東京医療保健大学和歌山看護学部は学則第4条に基づき、本学全体の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、東京医療保健大学和歌山看護学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は本規程第7条に定める自己点検項目に則り、次の事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施方法に関する事項
- (2) 自己点検結果の分析に関する事項
- (3) 自己点検結果に基づく改善策に関する事項
- (4) 自己点検・評価結果の公表に関する事項
- (5) 「第三者評価制度」に関する事項
学則第5条による文部科学大臣の認証を受けた「認証評価機関」による評価に関する事項
- (6) その他、自己点検・評価に関する事項

(構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 和歌山事務部長
- (3) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求められることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(情報の積極的な公開)

第5条 委員会は自己点検・評価の内容を刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的にその情報を公開するものとする。

(事 務)

第6条 委員会に関する事務は、和歌山事務部が行う。

(自己点検項目)

第7条 自己点検項目は次のとおりとする。

1. 大学の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標
2. 教育研究組織

3. 学士課程の教育内容・方法等
4. 学生受け入れ
5. 教員組織
6. 研究活動と研究環境
7. 施設・設備等
8. 図書館及び図書・電子媒体
9. 社会貢献
10. 学生生活
11. 管理運営
12. 財務
13. 事務組織
14. 自己点検・評価
15. 情報公開・説明責任

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 7 年 4 月 9 日から施行する。